

令和6年度沼津市生活困窮者等学習支援事業業務委託

質問に対する回答

No.	質問	回答
1	仕様書5. 業務の内容(6)本事業における支援対象者の掘り起こし及び利用促進のためのPR活動について、想定されておられるPR活動はありますか。	PR活動については、提案内容に含まれるものと考えております。
2	仕様書7. 事業実施の方法等(1)事務所及び学習支援教室の会場について、原地区の会場について市からご提案いただくことはありますか。	公共施設以外については、受託者で用意していただくことを想定しています。 なお、公共施設を使用する場合は、事前に協議が必要となります。
3	仕様書7. 事業実施の方法等(2)イについて、市の教育委員会が生徒に配布しているタブレット端末にインストールされている通信アプリは何ですか。また、Zoomを通信アプリとして利用することは可能ですか。	端末にインストールされているアプリはありません。ZoomやGoogle Meetといったアプリのインストールが不要なWeb会議ツールの使用を想定しています。 なお、タブレット端末にインストールされていないアプリを使用する場合は、事前に協議が必要となります。
4	仕様書8. 実施計画及び実績報告(1)について、実施計画書は、様式6、7を使用することになりますか。また、(2)について、実績報告書の所定の書式はありますか。	実施計画書は、様式6、7に加え、任意の様式で提出してください。 実績報告書は、所定の様式を定めていませんが、支援対象者数(生活保護受給者と生活困窮者の内訳を含む)、教室出席回数、教育相談の回数及び実施方法、支援対象者別の利用状況が分かるものを任意の様式でご提出してください。
5	参加要領9. 企画提案書の提出について、企画提案書は記載する様式を守っていれば、パワーポイントでの作成は可能でしょうか。図の使用規定はありますか。	可能です。枚数制限や図の使用規定はありません。